

# 梅ちゃん先生の 法律相談

第27回

## 知っておくべき 相続の基礎知識③

梅本寛人 (弁護士)

### 1 引き続き遺産の範囲のお話

先月号(2019年3月号)から、どの財産が相続の対象となるのか、遺産の範囲についての説明を行っていますが、今月号も引き続き、遺産の範囲について、また、これと似ているようで少し違う「遺産分割」の対象となる財産について、説明を続けたいと思います。

### 2 遺産分割の対象となる財産の範囲 (1)「遺産分割」とは？

先月号で少しお話ししましたが、相続が発生した場合で、相続人が複数いるときは、遺産は、いったん、相続人間の共有となります(民法898条)。

そして、いったん生じた遺産の共有という状態を解消し、個々の遺産を特定の相続人に割り振る手続のことを「遺産分割」といい、そのための相続人同士の話し合いのことを「遺産分割協議」と言います。被相続人(亡くなった方)が住んでいた家と預貯金の一部は長男に、残りの預貯金を半々ずつ次男と長女に分ける、といった具合です。

さて、先月号では、そもそも遺産の対象となる財産とは何か？ という点について、説明を行いました。たとえば、生命保険金や死亡退職金は、原則として遺産にはならない(受け取る人の固有の財産となる)と説明しました。

他方で、遺産となる財産が、すべて遺産分割の対象となる財産かということ、実はそうではないのです。逆に、そもそも遺産ではないのだが遺産分

割の対象にはなるという財産もあります。

ややこしい話で恐縮ですが、順を追って説明したいと思います。

### (2) 遺産であるし遺産分割の対象ともなる財産

#### ①不動産

たとえば、被相続人が死亡時点でもっていた**不動産(土地・建物)**は、当然、**被相続人の遺産であり、かつ、遺産分割の対象となります**。被相続人が所有していた家を相続人の誰が取得するのかが、遺産分割協議によって相続人たちで決めなければなりません。

では、たとえば、被相続人が借家住まいだった場合はどうなるのでしょうか？これは、不動産賃借権の相続という問題ですが、不動産賃借権も相続の対象となり、やはり相続人間の遺産分割協議によって、誰がこれを相続するのかを決めなければなりません。もっとも、この借家が「**公営住宅**」であった場合、公営住宅の使用権は入居者であった被相続人の死亡によって終了し、**相続人が承継する余地はない**とされています(最高裁平成2年10月18日判決)。ということで、公営住宅の賃借権は相続の対象とはならないのです。民間の賃貸と公営の賃貸とで結論が大きく変わるのですね…

#### ②現金

被相続人が死亡時点でもっていた現金も、遺産であり、**かつ、遺産分割の対象となります**。「**そんなの当たり前でしょ?**」なのですが、次に述べる「**預**

貯金」と混同してはいけません。「現金」とは、キャッシュのことであり、被相続人の財布の中とか自宅のタンスの中にあつたお金のことです。

#### ③預貯金

法律的に大きな論点であったのが、この「**預貯金**」の扱いです。

普通の感覚では、預貯金は遺産であり、遺産分割の対象にもなるというものだと思います。預貯金をどうやって分けるのかが遺産分割協議で大問題となることはよくあることです。

もっとも、法律的にみた場合、預貯金というのは、銀行等の**金融機関に対する「預金の払戻請求権」という権利**(法律上、このような権利のことを「**債権**」といいます)に**過ぎない**のです。銀行預金、特に普通預金の場合、いつでもATM等で引き出せますから、一種の財布のようなもので、つい「**現金**」と同じように見てしまいがちですが、**法律的には「現金」と「預貯金」は全く別物**です。

そして、このような債権、特に金銭の支払を請求できる債権(金銭債権)は、もちろん、被相続人の遺産となりますが、**遺産分割協議を待つまでもなく、被相続人が死亡するのと同時に相続人に当然に分割され、各相続人が相続分に応じて取得する**のです(最高裁昭和29年4月8日判決)。すなわち、金銭債権は、遺産ではあるが遺産分割協議の対象とはならない財産とすることができます。

以上の金銭債権についての原則を



預貯金についても同様に考え、預貯金は、遺産ではあるが遺産分割協議の対象とはならず、各相続人は、自己の相続分に応じて、金融機関に当然に支払を請求できるというのが以前の取扱いでした(もっとも、銀行等の金融機関は、相続人が個別に払い戻しを請求しても、判例を無視し、相続人全員の実印・印鑑証明等の付いた書面の提出を求め、個別の払い戻しは受け付けないのが大半でした。そこで、この場合は、金融機関を相手に裁判を起こし、判決をもらってようやく自己の相続分だけの払い戻しが可能となったのです)。もっとも、相続人全員が預貯金を遺産分割協議の対象に含めることを合意した場合は、遺産分割協議の対象となるとして、実際には、遺産分割協議の場で、預貯金の分配についても話し合っていました。

もっとも、これはご存じの方も多いと思いますが、最高裁判所は、平成28年12月19日、従来の判例を変更し、**預貯金も遺産分割協議の対象となる**との判決を言い渡し、これまでの預貯金の取扱いが大きく変更されることとなりました。

この新しい判例が出たことにより、法律上も、預貯金は、現金と同様、遺産であり、かつ、遺産分割協議の対象となる財産になったこととなります。すなわち、以前のように、各相続人が、個別に自己の相続分だけの払い戻しを金融機関から受けることはできなくなり、預貯金の払い戻しを受けるためには、まずは、遺産分割協議によって誰がその預貯金を取得するのかを相続人が合意しなければならなくなった(金融機関には、その旨の遺産分割協議書等の書面の提出が必要となります)のです。

#### ④ 動産類(遺品など)

法律では、この世に存在する物のうち、土地およびその定着物(建物等)を「不動産」と言い、**不動産以外の物を「動産」と**言います。車も貴金属も家財道具もすべて「動産」です。そして、被相続人が死亡時にもっていた動産は、当然、遺産であり、かつ、遺産分割協議の対象となる財産となります。

もっとも、実務上は、貴金属等の価値が高い動産を中心に遺産分割協議によって誰が取得するかを決め、その他の細々とした動産類は、いわゆる「**形見分け**」ということで、適宜、相続人が貰うという形を取ることが多いです。

### (3) 遺産ではないが、遺産分割協議の対象となりうる財産

#### ① 遺産から生じた果実(賃料など)

「果実」といっても突然果物の話をする訳ではありません。この場合の「果実」というのは、れっきとした法律用語であり、たとえば、**不動産を誰かに貸した際に借主から得られる賃料**のことを法律用語で「果実」(この場合は「法定果実」。他方で、たとえばリンゴの木に成ったリンゴのことは「天然果実」と言います。要するに、法律では、元となる物から何か成果が得られた場合のその成果のことを「果実」と称し、自然現象で生じたものを「天然果実」、契約等によって生じたものを「法定果実」と称しています。)と言います。

さて、**被相続人が不動産を所有しこれを誰かに賃貸していた場合で、被相続人が死亡後も賃貸借契約は継続し、引き続き賃料収入があったという場合、その入ってきた賃料は、遺産なのでしょう**か？

以前説明しましたとおり、「遺産」とは、被相続人が死亡した時点において有していた財産のことであり、上記の賃料は、死亡後に入ってきたものだから、賃料は「遺産」ではありません。とすると、遺産ではない以上、遺産分割協議の対象にもならないのが原則です。

しかし、実務上は、この場合でも、**相続人全員が合意すれば、このような賃料収入も遺産分割協議の対象とすることで問題ない**とされています。すなわち、理論上、遺産ではないにもかかわらず、遺産分割協議の対象にはできるのが、この遺産から生じた果実なのです。

#### ② 代償財産

「果実」と似たような処理をする財産に「代償財産」というものがあります。「代償財産」というのは、**被相続人死亡**

時には存在していた遺産が、その後の遺産分割時には存在しなくなった場合に代わりに入ってきた財産のことです。たとえば、被相続人が所有していた建物が火事で焼けてしまったり、あるいは、相続人の一部が第三者に売却してしまった場合に、その代わりに入ってきた火災保険金や売却代金のことです。

これらの代償財産も、遺産ではないのですが、**相続人全員が合意すれば、遺産分割協議の対象にはなると**されています。

### 3 まとめ

遺産の範囲、あるいは遺産分割協議の対象となる財産の範囲については、まだまだ検討対象となる財産はあるのですが、以上で説明は終わりにしたいと思います。

今回は、相続人の相続分(相続割合)について、説明を行いたいと思います。

